

掲載内容

実体編

第1章 交通事故訴訟の特徴

- 立証責任の転換
- 保険制度の充実
- 過失相殺率と損害賠償額の基準化

第2章 責任

総論

- 損害賠償請求の根拠規定
ア 民法に基づく請求
イ 自賠法3条に基づく請求
ウ 民法709条と自賠法3条の関係
- 請求する相手方
ア 過失
イ 過失の意義
ウ 過失的主要事実

自賠法3条に関する問題

- 運行供用者
ア 自動車の貸与者
イ 登録名義人
ウ 泥棒運転
エ 代行運転
オ 運送業者
カ 自動車修理業者
キ 元請人
ク 従業員による事故
ケ 使用を容認されていた者の友人が起きた事故
- 運行
ア 駆引中の車両の事故
イ クレーン車のクレーン作業中の事故
ウ 構内自動車による事故
エ 駐停車中の車両による事故
オ 非接触事故
- 運行起因性
ア 荷積み・荷降ろし作業中の事故
イ 近時の裁判例の動向
- 他人性
ア 記載者・好意(無償)同乗者
イ 共同運行供用者
ウ 運転補助者
- 免責

責任能力

- 未成年者の責任能力
- 親権者の責任
- 監督義務者の責任
ア 自賠法3条による責任
イ 民法709条による責任
- 精神上の障害により責任弁護能力を欠く状態にある者の責任能力
- 認知症患者の介護者の監督義務者責任

第3章 損害(一般)

概要

- 損害額算定の基準

3号共同提言

損害の内訳

人身損害

2 積極損害

- 治療関係費

入院雜費

交通費

付添看護費

将来の介護費

定期金賠償

装具・器具購入費等

家屋改造費等

葬儀関係費

その他の積極損害

3 消極損害

休業損害

- 基礎収入
ア 基礎収入
イ 休業期間

後遺障害による逸失利益

- 基礎収入
ア 基礎収入
イ 労働能力喪失率

労働能力喪失期間

工 重複割合と方法

オ 重度後遺障害(遷延性意識障害)

カ 中間利息の控除割合と方法

キ 後遺障害の類型

(3) 死亡による逸失利益

- 生活費控除
ア 生活費控除
イ 年金の逸失利益性

ウ 相続人以外の者の扶養利益の喪失

エ 外国人

4 精神的損害(慰謝料)

- 死亡慰謝料(傷害慰謝料)

- 後遺障害慰謝料
- 一身専属性
- 近親者慰謝料
- 外国人

5 物的損害

- 車両修理費等
ア 修理が可能な場合
イ 修理が不可能な場合
- 代車使用料
- 休車損
- 評価損
- 所有者でない者からの損害賠償請求
ア 所有権留保特約付の場合
イ リース契約の場合
- 慰謝料

手続編

第1章 相談から受任

- 当事者
- 自動車の所有者
- 保険会社
- 事故態様
- 損害
- 相談に当たっての留意点
(1) 3つの基準
(2) 留意点
- 訴訟外の紛争解決
- 簡易裁判所における交通調停

第2章 訴えの提起及び主張

- 当事者
(1) 原告
(2) 被告
- 管轄
(1) 土地管轄
(2) 事物管轄
- 訴状における請求の特定
- 請求原因
(1) 加害者の過失行為
(2) 権利の侵害と損害の発生
- 答弁書
- 争点
- 債務不存在確認請求
(1) 債務不存在確認の請求の趣旨
(2) 債務不存在確認における確認の利益

第3章 証拠(事故態様)

- 交通事故証明書
- 刑事案件の記録
(1) 実況見分調書
ア 検査中の場合
イ 不起訴の場合
エ 起訴されて事件が刑事裁判に係属中の場合
オ 刑事事件確定後
(2) 供述調書
- 実況見分調書
- ドライブレコーダー等
- 信号機表示周期表等
- 現場写真
- 診療録

第4章 証拠(損害)

- 治療費等
- 交通費
- 入院雜費
- 付添看護費
- 休業損害
- 後遺障害
- 介護費
- 物的損害
(1) 修理費
(2) 代車料
(3) 休車損
(4) その他の物的損害

第5章 和解

- 協議
(1) 供託
(2) 相殺
(3) 損害額の算定

第6章 自動車保険

- 自賠責保険とは
- 自賠責保険金の請求
(1) 加害者請求(自賠法15条)
(2) 被害者請求(自賠法16条)
(3) 自賠法15条又は16条1項に基づく請求の場合の損害額の基準
ア 被害者に有利な場合
イ 被害者に不利な場合
ウ まとめ
- 政府の自動車損害賠償保障事業(自賠法72条)

参考資料

- 交通事故証明書
- 後遺障害別等級表・労働能力喪失率
- ライブニッツ係数表(年金現価表)

索引

- 事項索引
- 判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

交通事故事件の実務

—裁判官の視点—

著 大島 真一(大阪高等裁判所部総括判事)



◆交通事故訴訟に精通した裁判官が、実務上の論点や訴訟手続上の留意点を余すことなく開示しています。

◆訴訟遂行に不可欠な最高裁判例をもれなく取り上げ、最新の裁判事情を踏まえて解説しています。

A5判・総頁 262頁

定価 3,630円(本体3,300円)

送料460円

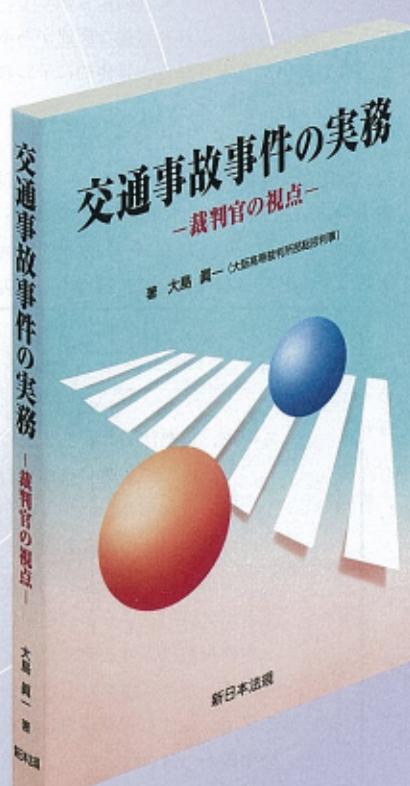
0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!



総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



内容見本

(A5判縮小)

(3) 運行起因性

自賠法3条は、「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行に『よって』他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」と規定している。運行に「よって」というのは、①運行に際して事故が発生すればよく、運行と人身損害との間に時間的・場所的近接性があればよいとする説、②運行と事故との間に事実的な因果関係があれば足りるとする説、③運行と事故との間に相当因果関係を要するとする説があるが、判例上、③の運行と事故との間に相当因果関係を要することと解されており(最判昭52・11・24民集31・6・918、最判昭54・7・24判タ406・91等)、「運行起因性」と呼ばれている。

運行起因性の判断に当たっては、走行との時間的・場所的近接性、自動車の構造等の諸事情を総合的に考慮して、走行行為と一体と認められるか、あるいは、これと密接な関連があることが認められる場合に相当因果関係が肯定される。具体的に争われた裁判例としては、次のものがある。

ア 荷積み・荷降ろし作業中の事故

最高裁昭和63年6月16日判決(判タ685・151)は、フォークリフト車で貨物自動車の荷台に積載された木材の荷降ろし作業をしていたところ、フォークリフトの操作を誤って木材を貨物自動車の荷台からフォークリフト車と反対側に落とし、通行中の被害者が下敷きになって死

亡したが、
たが、
である
て行わ
用い方
て、貨

るので、自賠法上の責任を認めることは困難であると思われる。

(ウ) 最高裁平成28年3月4日判決(判タ1424・115)(デイサービス事件)

事故当時83歳の高齢者Aがデイサービスセンターの送迎車から降車して着地する際に右大腿骨頸部骨折の傷害を負った事案について、搭乗者傷害特約にいう業務起因性が争われた。

本件事故は、Aがデイサービスセンターの職員の介助により車両から降車した際に生じたものであるが、上記職員が降車場所として危険な場所に本件車両を停車したといった事情はなかった。また、Aが本件車両から降車する際は、通常踏み台を置いて安全に着地するようにデイサービスセンターの職員がAを介助し、その踏み台を使用させる方法をとっていたが、今回もデイサービスセンターの職員による介助を受けて降車しており、本件車両の危険が現実化しないような一般的な措置がされており、その結果、Aが着地の際につまずいて転倒したり、足をくじいたり、足腰に想定外の強い衝撃を受けるなどの出来事はなかった。そうすると、本件事故は、本件車両の運行が本来的に有する危険が顕在化したものであるということはできないので、本件事故が本件車両の運行に起因するものとはいえないとした。

この最高裁判決で注目されるのは、本件車両の運行が「本来的に有する危険が顕在化したものであるということはできない」とし、固有装置概念ではなく、自動車固有の危険が顕在化したものであるかを議論している点である。固有装置説から一歩踏み出した判断がされているといえる。

(7) 装具・器具購入費等

車椅子、義足、電動ベッド等の装具・器具の購入費は、症状の内容・程度に応じて、必要な範囲で認められる。一定期間で交換の必要があるものは、装具・器具が必要な期間の範囲内で、将来の費用も認められる。

一定時期に買換えを必要とするものについて、現在の価額を算定する必要があり、中間利息を控除する必要がある。例えば、35歳の男性が耐用年数5年の車椅子(単価10万円)を生涯必要とする場合の計算式は、年5%のライブニッツ式によると、次のとおりである(35歳男性の平均余命は47.03歳(平成30年簡易生命表)であり、最初の購入後、9回買い換える(合計10回購入)ことになる。)

$$10\text{万} \times (1 + 0.7835 + 0.6139 + 0.4810 + 0.3768 + 0.2953 + 0.2313 + 0.1812 + 0.1420 + 0.1112) = 10\text{万} \times 4.2162 = 42\text{万}1620$$

令和2年4月1日施行の改正民法(平成29年法律44号)によると、中間利息控除率は施行当初は年3%になる(民404②)ので、計算式は次のとおりとなる。

$$10\text{万} \times (1 + 0.8626 + 0.7440 + 0.6418 + 0.5536 + 0.4776 + 0.4119 + 0.3553 + 0.3065 + 0.2644) = 10\text{万} \times 5.6177 = 56\text{万}1770$$

(8) 家屋改造費等

事故により車椅子での生活を余儀なくされたような場合、居宅内で車椅子での生活ができるように浴室や廊下の改造、段差解消等の工事をすることが必要となり、あるいはそれに適した家屋に転居することが必要

ウ 労災保険等について遅延損害金から充当すべきか

債務の弁済について、元本及び遅延損害金の全部を消滅させるのに足りないときは、遅延損害金、元本の順に充当される(民491・489①)。交通事故の被害者が加害者に不法行為に基づく損害金元本及び遅延損害金の支払を求めたのに対し、加害者がその一部を弁済した場合には、特段の合意がなければ、当該弁済は、まず遅延損害金に充当され、残額が損害金元本に充当されることになる。自賠責保険金に関しては、そのように解されている(最判平11・10・26交民32・5・1331、最判平12・9・8金法1595・63)。

では、労災保険法に基づく保険給付や公的年金制度に基づく年金給付等の社会保険給付を受けた場合は、遅延損害金から充当すべきであろうか。

最高裁平成16年12月20日判決(裁判集民215・987)は、交通事故の被害者(死亡)の相続人らが加害者に不法行為に基づく損害賠償を求めた事案において、相続人らが受けた遺族慰労年金及び労災保険法に基づく遺族補償給付が支払時においを消滅させるに足りないときにおけるべきであるとした。

これに対しては、社会保険目的のために給付されるもの

なお、支給が著しく遅滞したなどの特段の事情がある場合でも、支給が遅延損害金に充当されるわけではなく、支給は元本に充当されるが、不法行為の時にてん補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることができなくなる結果、支給日までの遅延損害金が認められることになる(東京高判平28・8・31労判1147・62)。

エ 最近の判例

高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付を行った後期高齢者医療広域連合は、当該給付により代位取得した不法行為に基づく損害賠償請求権につき、当該給付が行われた日の翌日からの遅延損害金の支払を求めることができる、としている(最判令元・9・6裁時1731・1)。後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療給付を行った場合、高齢者の医療の確保に関する法律58条により、その価額の限度において、被保険者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得すること、後期高齢者医療給付は、損害の元本をてん補する性格を有するものであり、遅延損害金をてん補するものではないことから、上記のとおり判断したものである。なお、草野耕一裁判官の意見は、本件の

よって発生
余地はなか
為時に全て
との整合性を

第4章 証拠(損害)

損害を立証するために、いかなる証拠を提出するとよいかを考えてみる。

1 治療費等

治療費や通院交通費、休業損害等を求めるに当たり、受傷の事実、傷病名、各医療機関への入通院等の治療経過、後遺障害が残存した場合には症状固定日やその等級等を具体的に主張する必要がある。

証拠として、各医療機関作成の診断書や後遺障害診断書、自賠責保険会社から送付される後遺障害等級認定票、治療費について診療報酬明細書を提出するのが一般的である。ほかに、医療機関作成の治療費の請求書や領収書等が提出されることもある。任意保険会社は、被保険者から同意を取り付けて、医療機関への支払を行う都度、医療機関から診療報酬明細書の交付を受けているのが通常であるから、代理人としては任意保険会社にその写しを請求する方法もある。

これらの診断書等を提出する場合には、各主張と照合した上で、治療費、交通費等の項目ごとに時系列順に提出することが望ましい。

交通事故により受傷した場合でも、被害者が自らの健康保険による診察を受けることは可能であり、厚生労働省も、保険局国民健康保険課長等通知(近年のものとして、平23・8・9保保発0809第3等「犯罪被害や自動車事故による傷病の保険給付の取扱いについて」)において、交通事故について健康保険による診療が行えることを明らかにしている。その場